

令和 7 年

第 1 回市議会定例会 議案第 3 9 号

函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および  
運営に関する基準等を定める条例の一部改正について  
函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および運営に関する  
基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および  
運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例  
函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および運営に関する  
基準等を定める条例（平成 2 5 年函館市条例第 1 4 号）の一部を次の  
ように改正する。

第 8 8 条第 4 項中「栄養士」の後ろに「または管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ  
く指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準の  
一部改正に伴い，指定生活介護事業者等の運営の基準に関する規定を整  
備するため